

近代における遺影の成立と死者表象

岩手県宮守村長泉寺の絵額・遺影奉納を通して

The Emergence of Portraits of the Deceased in the Modern Era and Representations of the Dead: Votive Pictures and Portraits in Chosen-ji Temple, Miyamori Village, Iwate Prefecture

山田慎也

- ① 葬儀における遺影
- ② 絵額の奉納と研究
- ③ 長泉寺の絵額
- ④ 絵額とその目的
- ⑤ 絵額に描かれる死者
- ⑥ 転機となる兵士
- ⑦ 肖像画と写真
- ⑧ 近代における死者イメージ
- ⑨ 供養される死者, 顕彰される死者

【論文要旨】

本稿の目的は、岩手県中央部における寺院への額の奉納習俗の変遷を取り上げ、死者の絵額や遺影などの表象のあり方について、国民国家形成過程との関連を考慮しつつ近現代における死への意味づけについて考察することである。

盛岡市や花巻市など北上川流域と遠野地方にまたがる岩手県中央部では、江戸末期から明治期にかけて、死者の供養のため大型の絵馬状の絵額が盛んに奉納された。絵額は来世の理想の姿を複数の死者とともに描いており、死者を来世に位置づけ安楽を祈るという目的を持ったものであった。しかもその死者は夭折した子供や若者、中年が多く、または一軒の家で連続して死者を出した場合など、不幸な状況ゆえにより供養をし冥福を祈ったものであった。

しかし明治後期になると従来の絵額とは異なるモチーフを持つようになり、絵額から肖像画や写真などの遺影に変化していった。こうした変化は特に軍人に関して顕著であり、御真影や元勲の肖像、戦死者の遺影と類似の構図をとるようになる。

こうした遺影への変化は、表象のあり方が現世の記憶を基盤にただけでなく、不幸な死者へのまなざしから顕彰される死者へとその視線は変わるようになったのである。一方で、写真それ自体が死者そのものの表象として使われるようになり、人々の遺影への意味づけは多義的になっている。こうして近代の国民国家形成の過程において、とくに戦死者の祭祀との関連から、死者の表象のあり方が大きく変わるとともに、死の意味づけを変えていったことがわかる。

①……………葬儀における遺影

盛岡市や北上市、花巻市などの北上川流域と、その東部の遠野市にまたがる岩手県中央部の地域では、大型の木額に彩り豊かに死者の姿を描き戒名を記載した絵馬のような額⁽¹⁾を菩提寺に奉納し、本堂下陣や位牌堂などに掲げる習俗がみられた。この習俗は現存する絵額などから江戸時代末期の弘化、嘉永年間に始まったものと考えられ、明治、大正期まで続いていった〔遠野市立博物館 2001 12〕。

明治後期になると、こうした絵額⁽²⁾のかわりに死者の肖像を表した絵画や写真などの遺影が額装され奉納されるようになり、これらの地域の寺院では数多くの絵額や遺影が所狭しと掲げられる風景が見られた。だが高度経済成長期以降、多くの寺院で本堂の立て替えや改修、屋根の修理などの折に、こうした絵額や肖像画、写真を取り外して、返却や処分がなされ、以後、額を掲げなくなった寺院も増えてきた。現在でもいくつかの寺院ではそのままこれらの額を残しており、当時の様子を偲ぶことができる。

ところで現在、ひとの死に際して遺影を用意することは当然となっており、特に葬儀では祭壇の中心に遺影が飾られる。またいわゆる無宗教葬においては、位牌などは用いられないため遺影が最も重要な死者の表象として掲げられている〔山田 2001〕。近年は一枚の遺影だけでなく、シーンの異なった三枚の遺影⁽³⁾を用いる場合も出てきているなど、遺影は葬儀で不可欠な存在になっている。そのため作法書などでも、遺影の選択の仕方や、葬儀での拝礼の際に遺影が視線のポイントなることなどが指摘されており、現代の葬儀においては遺影は故人を偲ぶ重要な表象となっている〔阿南 1988 81〕。また遺影はその後も仏壇などに飾っておくことが一般的に行われている。

だがこうした遺影の使用についても従来あまり検討されることはなく、いつ頃からどのように使われはじめたのか、はっきりしない。民俗学における写真との関係を初めて考察した阿南氏の「写真のフォークロア」においても、遺影の普及、特に葬式で死者の肖像写真を飾るようになったかははっきりしないという〔阿南 1988 81〕。わずかに田中丸氏の報告によると、戦死者のオクリ（葬儀）で遺影が使用されてことを指摘している〔田中丸 1993 258〕。

そもそも遺影というものがどういう性格を持つものであるかについて、単に死者の肖像と言うだけではとどまるものではない。死者の肖像をどのような意図によって用いるか、遺影を作り出すことによる周囲の意味づけや利用される過程なども検討する必要がある〔佐藤 2002 40, 福岡 2004 86～87〕。

そこで本稿では、現在でも絵額や肖像の額を残しているある一寺院の悉皆調査をもとに、絵額から肖像画、写真の実態を報告し、変遷の過程を考察していきたい。そして以上の実態を捉えた上で、死者の表象を描いて奉納することがどういう意味を持つのか、またその変遷の持つ意味について検討するものである。

②……………絵額の奉納と研究

岩手県中央部におけるこうした絵額や遺影の奉納習俗については、従来あまり注目されることはなかった。ただこうした慣習を取り上げた記述として、柳田国男が大正9(1920)年8月から9月に『東京朝日新聞』に連載した「豆手帖から」のなかに「鶉住居の寺」という項目があり、以下のよう⁽⁴⁾に述べている。

「鶉住居の浄楽寺は陰鬱なる口碑に富んだ寺ださうな^(ママ)が、自分は偶然其本堂の前に立つて、しをらしい此土地の風習を見た。村で玉瓔珞と呼んで居るモスリンを三角に縫つた棺の装飾、又は小児の野辺送りに用ゐたらしい紅い洋傘、其他色々の記念品にまじつて、新旧の肖像画の額が隙間も無く掲げてある。其中には戦死した青年や大黒帽の生徒などの、多勢で撮った写真の中から、切放し引延ばしたのものもあるが、他の大部分は江戸絵風の彩色画であつた。不思議なことには近頃のもの迄、男は髻があり女房や娘は夜着のやうな衣物を着て居る。独で茶を飲んで居る処もあり、三人五人と一家団欒の態を描いた画も多い。後者は海嘯で死んだ人たち謂つたが、さうで無くとも一度に溜めて置いて額にする例もあるといふ。立派にさへ描いてやれば、よく似て居ると謂つて悦ぶものださうである。斯うして寺に持つて来て、不幸なる人々は其記憶を、新たにもすれば又美しくもした。誠に人間らしい悲しみやうである。」[柳田 1997(1920)704]

大正期、柳田は現在の岩手県釜石市鶉住居の浄楽寺を訪れた折りに、本堂にあるさまざまな奉納物の中で、肖像画が隙間なく掲げてであると描写し、また一方で髻を結い着物を着た江戸絵風の彩色画も掲げられているという。さらにこれはひとりの場合もあれば、複数の一家団欒の様子もあるとい⁽⁵⁾い、遠野地方の絵額を思わせる様子を柳田は述べているのである。

しかしこれ以降こうした習俗についてはほとんど注目されることはなく、研究として取り上げられることも最近になってからであった。

2001年8月、遠野市立博物館がこれらの絵額について『供養絵額』というテーマで特別展が開催された。この展示のため、博物館に寄贈されたもののほか、遠野市内の寺院などに所蔵されている絵額が悉皆調査され、また岩手県下において絵額がどのくらい現存しているかについてのアンケートも行われた。

これによると、現存する絵額は岩手県中央部の5市4町1村で、386点であり、全体の68%が遠野市を中心に東和町、宮守村に集中する。遠野市内では12の寺院に総計147点現存するという。もっとも古い絵額は遠野市柳玄寺の弘化2年(1845)のものである⁽⁶⁾ [遠野市立博物館 2001 12~13]。

実際に絵額が盛んに奉納されたのは明治20年から30年代であり、その要因として需要を満たす絵師が存在したことが大きいという。そうした絵師の一人、旧遠野藩士であった外川仕候は明治3(1870)年から24(1891)年までたくさんの絵額を製作しており、その時期はちょうど絵額の最盛期と重なる。

岩手県中央部の絵額のパターンはおもに「生活描写型」と「来迎型」の2種類に分けることがで

きる。「来迎型」は北上川流域の盛岡市、紫波町、北上市を中心に水沢市、花巻市、大迫町、東和町にみられ、宮守村、遠野市にも一部見られるが、阿弥陀三尊が雲に乗って死者を迎える様子や死者が極楽浄土に赴く様子が描かれており、死者の数も一人ないし二人といい、死後間もなく奉納されるものだという。

「生活描写型」は遠野市、宮守町を中心に、東和町、大槌町にみられ、大迫町、花巻市にも各一点だけ確認されているもので、豪華な屋敷の座敷にいて美しい着物を装い、宴を囲んだり、趣味や仕事、子供はおもちゃなどとともに描かれている。死者は一人の場合もあるが、複数描かれたものも多く、過去数年から数十年の間に亡くなった家の成員が描かれる〔遠野市立博物館 2001 12~13〕。

遠野地方における絵額は、その形式を見ると額板の作り方や大きさ、色づかいや画法など当時この地域で奉納されていた絵馬と極めて類似しているという。とくに絵額の画家である外川仕候は、疱瘡図の絵馬も描いており、人物の描き方や室内の様子などほとんど変わりなく、床の間に疱瘡神という掛け軸をとり、戒名を書き入れればそのまま絵額になってしまう〔出羽 2001 9〕。

また同時期、根子英郎氏によって東和町の絵額について報告がなされている〔根子 2001〕。東和町の場合、その地理的な関係上、絵額の形式は「来迎型」と「生活描写型」が混在しており、また大正期になると地域の人形師により、胡粉を盛り上げレリーフのように人物を浮き上がらせた絵額も登場する〔根子 2001 122~123〕。これは宮守町の長泉寺にも一点見られるため、絵額の製作と流通についてもある程度の広がりがあることをうかがわせる。

こうして、この地方の絵額については近年になり研究の端緒がついたばかりであり、さらに、これらの絵額が大正期以降次第に減少し、肖像画や写真などの遺影に変わっていくことについては、その変化については指摘されているものの〔遠野市立博物館 2001, 根子 2001〕、詳細に検討されることはなかった。なかでも遺影の展開についてその意味するところについて考察されることはなかった。

本稿では、この地域すべてを網羅して議論を始めることは、不可能であることから、まずある寺院における絵額から遺影を通してみていく中で、その傾向を把握していきたい。まずは遺影への変化の基礎作業となるものである。

③……………長泉寺の絵額

本稿で取り上げる宮守町上鱒沢の長泉寺は臨済宗妙心寺派であり、この地域の鱒沢地区を中心に遠野市小友地区、綾織地区に檀家を持っている古刹である。伝承によると蘭江正山和尚の開山で、天正2年かつてこの地区を支配した領主鱒沢左馬之助が開基という〔森編 1977 439~440〕。

これらの絵額は寺院の本堂庇部分の鴨居から天井まで四面全面に絵額や肖像画、写真が全部で214点、絵額が35点、肖像画85点、写真94点が3段から4段に分けて掲げられている。もちろんこれが長泉寺の檀家すべての死者のものではなく、死者の一部に限られた人々のものである。

この寺院で奉納されている額の種類は大きく分けて3種類ある。第一は絵額である。木製の大きな幅の太い縁の木額で黒縁がほとんどである。画面は板に直接もしくは紙を貼ってその上に朱や藍など艶やかな色で彩色している。ほとんどが江戸時代の絵画技法によって浮世絵風の人物を中心に、背景のふすまには狩野派や円山派などを思わせる花鳥が描かれている。多くの場合、床の間のある

座敷で豪華な家財や料理、書籍や裁縫具を前に座っているものであり、遠野市を中心とした「生活描写」の作風と同じである。ただし、後で述べるように明治20年代になると、軍人の絵が登場したり、写実的な肖像画を志向しながら色遣いは藍色を使うことで絵額の作風を残しているものもある。また大正11(1922)年の死者の絵額、額番号51は東和町でみられる胡粉のレリーフ像である〔根子2001 122~123〕。

第二は肖像画であり、モノクロの写真のようににじませて明暗をつけた擦筆画や油絵の具で描かれた肖像画などがある。肖像画になると上半身像や胸像などであり、基本的に正装をしている。これらの肖像画は直接本人を見ながら描かれたものというよりも写真を基に描いたものと考えられ、写真に似せながら絵としての側面を持つ点で写真画といえよう〔木下1996〕。

第三は肖像写真である。初出は明治37(1904)年の死者であるが、その後大正期にならないと登場せず、以降次第に増加してくる。初期の遺影は日常の着物姿を引き延ばしたようであり、礼装になるのはずっと後になる。カラー写真になるのは、年代がわかっている145点のうちごく一点だけである。

これらの額の中で奉納年が記載されているなどして判明している場合には奉納年で、わからない場合には死者の享年を年代別に並べたのが後掲の表である。奉納年がわかるものは絵額35点のうち5点だけである。肖像画や写真は奉納年記載されていないものばかりである。そこで享年が記載されているものは享年を⁽⁷⁾、享年がわからない場合には氏名や戒名をもとに過去帳から享年を割り出した。それでも年代が判明したのは、214点の額のうち143点(絵額34点、肖像画52点、写真57)である。

さて奉納年のわかる絵額5枚をみていきたい。そのうち2枚は奉納日が書かれており、長泉寺でもっとも古い絵額、額番号1は、左側の額縁に「嘉永六癸丑正月十六日為仏果菩提掛之」と記載され、嘉永6年(1853年)1月16日の奉納であることがわかる。絵額には三名の戒名が記され、過去帳から、二名の女性の戒名や没年の記載があり、若い女である心月玉映信女は天保10年(1839年)年8月24日に没している。老女の窮陰妙徹信女の方は嘉永4年(1851年)11月22日に没しており、老男の没年が不明のため断定はできないが、嘉永4年の窮陰妙徹信女が直近の死者だとすると、約14ヶ月後の翌々年の奉納と考えられる。

もう1点は額番号23で明治26年のものである。画面の中で「秋山恵勝信士/八月十六日/恵林自性童子/十二月十四日/憂安妙鏡大姉/閏□月六日/明治廿六巳祀/長根菊池重助/正月十六日」とあるが、過去帳によると秋山恵勝信士は明治8(1875)年8月16日に没しており、恵林自性童子は明治4(1871)年12月14日とかなり早い段階で没している、それに対し憂安妙鏡大姉は明治25(1892)年閏6月6日に没しているので、憂安妙鏡大姉の死去に際して絵額が製作され、翌年の明治26(1893)年1月16日に奉納したことがわかる。

あとの3点は奉納日自体が記されているのではなく、これを製作した絵師の年齢から判定したものである。以下の三点はいずれも外川仕候という絵師の署名に年齢が書き入れられている。旧遠野藩士であった外川仕候は、遠野市を中心に数多くの絵を残しており、遠野を中心に数多くの絵額も描いており、遠野市内に現存する絵額147枚の内53枚が仕候のものとなっている。仕候は文化8年(1811年)に誕生、仕候が絵額の中に名前と年齢を書き込み始めたのは、明治3年(1870年)の60才からで、80才に至るまでである〔遠野市立博物館2001 15〕。

額番号12の「明治十七年申星/為白貞妙鏡信女也/十一月十六日/菩提/外川仕候七十五画/下鱒沢字迷岡松林/菊池露松サイ」というもので、明治17(1884)年11月16日に没した女性の絵額で、「外川仕候七十五」ということから実際には明治18(1885)に製作されたことがわかる。次は額番号14で「幻容自空童子/清室妙浄善女/智芳妙光童女/明治二十年亥載/外川仕候七十七画/施主山陰清」とあり、過去帳によると三者とも明治19年(1886)に亡くなった親子の絵額である。「外川仕候七十七才」とあるので、実際には明治20年(1887)の作である。さらに額番号15は「明治六酉年三月廿三日/三要玄通居士/三四郎四十一才/明治六酉年二月十日/椿窓妙亭信女/タケ三十七才/慶応丑二月二十日/恵心了童子/三太郎年八才/明治二十年亥四月二十一日/智芳妙貞信女/ミヨ年十五才/古楽庵仕候一信/七十八□/施主菅原岩蔵」と画面中に記載されており、最後に亡くなった人は明治20年(1887)4月21日である。そして仕候は78才であるので、制作年は明治21(1888)年となる。

以上の五点のみではあるが、絵額の場合、直近の死者から一年もしくは二年以内で制作して奉納されていることがわかる。こうした傾向は遠野市にある絵額も同様で、147枚のうち、死亡から一年以内が11枚、1年後が11枚ともっと多くいい、時間的にあいたものでも最高9年であるという[遠野市立博物館 2001 14]。肖像画や写真の場合も絵額のと連続性から考えると、同程度の期間を経て奉納されたことが推定される。まして写真の場合は絵額より製作期間は短縮できると考えられるため、より死亡から間もない時間で奉納することが可能であろう。

また近年では、葬儀の折に自宅用と奉納用に二枚作ったり、葬儀で使用した遺影を忌明けの段階で奉納したりするため、1年以内で奉納される場合も多いという。よってほぼ死亡後1、2年に奉納というタイムラグを考慮しても、没年による編年の検討は大きな変化の兆候はとらえる上で可能であると考えられる。

④……………絵額とその目的

絵額は、基本的に絵馬の技法で死者の姿を描いて菩提寺に奉納しているものであり、死者を特定するための戒名や命日、名前などが記されている。また時には奉納者なども施主として記載されている。長泉寺において最古のものは嘉永6(1853)年のもの(額番号1)であり、最後に絵額奉納されたのは大正11(1922)年の死者の絵額(額番号51)である。

この最古の絵額は左側の額縁に「嘉永六癸丑正月十六日為仏果菩提掛之」と記載され、嘉永六年に「仏果菩提」を願って絵額を掛けたことがわかる。こうした奉納の目的を記す言葉は、画面中の戒名を記した床の間の掛け軸にも記載されており、額番号10の絵額でも「為菊顔妙郁信女/春影善童女/菩提也」と相次いでなくなった母子の菩提のために絵額が奉納されていることがわかる。また額番号12も「為白貞妙鏡信女菩提也」と「菩提」を横に割書にしてあるので女性の菩提を祈って奉納されたものである。

さらに額番号21は「奉掛仏果菩提也」とまず書いたうえで、「徳林宗喝居士/明治廿五辰年/四月二日徳助事/行年六十五才/鳴沢ノ/施主佐々木」と書き足している。この絵額では明確に仏果菩提のために絵額を掛け奉るという目的を示している。

以上のように、いずれもこうした絵額の奉納が、「仏果菩提」、「菩提」と死者の追善供養を目的と

して掲げられることがわかる。つまり死者の追善を祈るためのものである。それではつぎにその祈られる対象はどのような死者であったのだろうか、検討していきたい。

⑤……………絵額に描かれる死者

絵額の特徴は、第一に複数人の場合が多いこと。第二に夭折の死者が多いこと、第三に第二と関連して夭折の死者を期に老壮年の死者を描く傾向が見られること、第四に夭折以外にも死者が続くなど、その家にとって不幸な状況であること、などが絵額の傾向としてみることができる。

長泉寺で最古のもの(額番号1)は、4人の人物、老夫婦と若い女性2人が描かれ、「窮陰妙徹禅女/喜法禅悦信男/心月玉映禅女」と3名の戒名のみが記されている。その様子は老年の男女と若い女性がお膳を前にして宴を催しており、老年の男性が釣り竿に扇を下げて踊って、その脇で老女が手をたたき、若い女が茶碗をたたいている。この3人の近くにはそれぞれ戒名が記され、供養される対象であることがわかる。そのほかにも大戸の陰で上半身裸で鏡に向かって化粧している女性や着物に包まれた赤ん坊が描かれているが、これには戒名が記されていない。

過去帳によると3名の戒名のなかで、老男の記載は見つけることができず没年も不明であるが、若い女性の心月玉映信女は天保10(1839)年8月24日に没している。老女の窮陰妙徹信女は嘉永4(1851)年11月22日で、「就願賜信女号」とあり、禅女から信女に位階があがっている。

それでは絵額の中で特徴的な点について検討していきたい。まず絵額の特徴として複数人を描き込んだものが比較的多い。これは遠野市の絵額と同様であり、基本的に絵師も含め遠野地方の作風と同類と考えられる。長泉寺の35枚の絵額のうち、23枚は複数の死者を描きこんだものである。絵額では、額番号1のほか、3、4、7、8、10、13、14、15、18、19、20、21、22、23、25、27、28、29、31、33、41、51であり、全体の3分の2を占める。

さらに絵額に描き込まれる死者は、基本的に夭折もしくは中年までの、天寿を全うしない死者が多い。むしろ還暦をすぎた老人や明らかに老人だけを描いた絵馬は、87才と61才の老女を描いた額番号23の絵額だけである。両方とも戒名は院号大姉号とかなりの高位戒名である。

夭折の傾向として、例えば額番号4の場合、8才の男の子、恵心了道童子が元治2(1865)年に亡くなり、それ以前の嘉永6(1853)年に80才で没した祖母、円室妙鏡信女とともに描き込まれている。絵額は、玩具を周りにおいた男の子が踊っているそばで、豪華な料理を前に手をたたいている祖母の姿が描かれている。さらにこれを奉納した家では、その後、額番号15も奉納している。これも4と同様、子供が亡くなったのを期にそれ以前の死者を描き込んでいる。絵額には大人の男女と子供の男女が描かれている。まず明治6(1873)年2月、3月と中年男女が相次いで亡くなっている。2月10日には椿窓妙亭信女、タケ37才が、3月23日には三要玄通居士、三四郎41才である。しかしこの夫婦が亡くなったからといって絵額が奉納されたわけではなく、明治20(1887)年4月21日に施主の娘、智芳妙貞信女、ミヨ15才が亡くなったことで絵額が奉納されている。それだけでなく額番号4ですでに描かれている恵心了道童子が、慶応丑二月二十日⁽⁸⁾と記載され、名も三太郎として描かれている。

ここでは台盤に並んだ料理をまえに三太郎が三四郎に酌をし、タケとミヨはお菓子を前にお茶を

飲んでい。しかもそれぞれ個々に関係するものを描き込み、三四郎には硯箱に帳面、そろばんを、三太郎の背後には「四書」「洋書」と書かれた書箱に手習い机をおき、タケとミヨの背後には茶棚と針箱があり、縫いかけの生地もおいている。4の絵額も15の絵額とともに遠野の絵師外川仕候の作である。三太郎は4でも絵額に描かれているが、そのときには手習い机はあるものの馬や太鼓、お面といった玩具が目立っており、故人の嗜好や趣味にもとづいて描いたというよりも、年齢や性別にあわせてある程度パターン化されて描かれていたと考えられる。

長泉寺で一番最後に奉納された絵額である額番号51も、同様に夭折の死者にあわせて奉納されている。絵額としては今までのような彩色画ではなく、胡粉でレリーフのように盛り上げた人物像を板額に貼り付けたもので、東和町の寺院で大正期に多くみられる絵額であるが、この場合も大正11(1922)年8月1日に亡くなった勇心恵猛童子を期に、大正9(1920)年8月19日死去の浄峰自円童子5才と大正3(1914)年10月8日の67才の男性、柱岳道林信士とともに描いて供養している。

もちろん逆の場合もあり、額番号7の絵額は壮年の夫婦と子供を抱いた若い女の4人が座敷で座っているところが描かれているが、床の間の戒名には壮年の夫婦の戒名しか記されていないため、この夫婦の死去を期に奉納されたと考えられる。若い女と子供はそれ以前に亡くなった人かどうかはこれだけではわからない。額番号10の絵額も明治12(1879)年7月28日に施主の妻、菊顔妙郁信女が亡くなったのを期に、すでに明治8(1875)年3月15日に亡くなった娘、春影善童女とともに描いている。

額番号23の場合、戸主の母親、憂安妙鏡大姉が明治25(1892)年閏6月6日に行年52才で亡くなり、それ以前の死者である明治8(1875)年8月16日に没した秋山恵勝信士と明治4(1871)年の恵林自性童子とともに描いた絵額であり、翌明治26(1893)年1月16日に奉納している。

多くの場合、一人のみが描かれる絵額も同様に夭折の若者や中年など長寿とはいえない死者が含まれており、額番号2の絵額は、戒名が童子号である子供が手習いをしている図である。この子が亡くなったのは文久2(1862)年8月28日であるが、過去帳によると「ハシカハヤル人多ク死ス」とあり、文久2年は8月、閏8月から11月までは、子供の死者がかなり多い。さらに絵額5の場合には22才の男性であり、額番号6は戒名の位階が童子号であるから少年であることがわかる。また額番号11の場合は、40才の女性が床の間の仏画の掛幅(9)に手を合わせている絵であるが、過去帳によると女性の死去した明治13(1880)年12月17日のその日に女性の子供も亡くなっている。戒名が童子号であることから男子であることがわかる。つまり母子ともに亡くなったのである。また額番号16の絵額も20才の女性の絵額である。

単に天寿を全うしないだけでなく、一軒の家で死者が連続して発生することは、遺族にとってはいいようもなく不幸なことと考えられる。ましてその夭折の死者が含まれていた場合は悲しみは計り知れない。

額番号14の絵額はわずか20日の間に戸主の妻と娘、孫が相次いで亡くなった家の絵額である。明治19(1886)年10月23日に妻の清室妙浄善女が、10月27日には孫の幻容自空童子が、そして11月9日には娘の智芳妙光童女と死者が続いていることが過去帳からうかがえる。額番号9の絵額も同様に2ヶ月の間に亡くなった3人の死者が描かれている。明治11(1878)年5月7日に5才の智恵善童子が、6月20日には14才の智圓妙恵童女が亡くなり、続けて7月10日には38才の針室妙愛禪女が亡く

なっている。これは戸主の妻であり、二人の子供は戸主の孫に当たる人であり、わずか2ヶ月の間に相次いで亡くなっているのである。そのほかにも、1ヶ月足らずで相次いで子供が二人亡くなる額番号31の絵額もある。

額番号3は安政5(1858)年7月20日に76才で豁然道悟禅男が亡くなり、3年後の万延2(1861)年9月10日菊庵有光善女が亡くなり、さらにその2年後の文久3(1863)年10月29日、元達了成禅男が亡くなっている。前の3例に比べれば期間は多少長いかもしれないが、家族の身になれば5年のうちに3人の死者はそれなりの凶事ではないだろうか。

二人が描かれた絵額の場合も相次いで亡くなった死者のものがみられる。額番号28では、絵の形式は座敷の場面ではなく、大きな須弥壇に掛軸が下がり、そこに戒名が記されている。それを指さす女の子と男の子が絵が描かれている。そこには「明治廿九年/妙空善童女/旧十一月四日菊池ハツ/行年二才/明治参拾一年/幻空善童女/旧九月六日菊池マツ/行年三才」とあり、2年の間に3才と2才の子供が亡くなっている。額番号31の場合も明治35(1902)年旧12月19日に女の子が翌36(1903)年旧1月5日に男の子と1ヶ月足らずの間に二人の子供が亡くなっている。これは戸主の娘と孫であり、叔母甥の関係で描かれていることがわかる。この絵はこの地方に珍しく、地藏の来迎図に子供たちが手を合せている図であり、時代を反映し男の子の脇にはサーベルと軍服の帽子が置かれている。

こうしてみると絵額に描かれた死者は基本的に夭折した死者や中年で亡くなった死者など天寿を全うしていない死者が多いことがわかる。こうした天寿を全うしない死者の追善にあわせて老人など高齢の死者の併せて描き込む傾向が強いことも以上から判明した。

またこうした夭折の死者だけでなく、出産における産褥死の女性であったり、さら母子ともに亡くなるなど、従来、民俗学でとらえられてきた異常死の範疇に収まるものである。また、短期間で相次いで死者を出した場合にも絵額が作られていることから、いわゆる異常死の死者やこうした夭折の死者が続いている家など、ここで描かれている多くの死者は祖霊化しない死者であり、また不幸な状況にも陥っており、絵額の制作はこうした死者たちに対しては特別の供養として行われたことがわかる。

⑥……………転機となる兵士

以上みてきたように基本的に絵額は浮世絵風の人物画で座敷に座って着物姿の人物を描いており、座敷は床の間とふすまがあり、ふすまには狩野派風や南画の系統の花鳥画がえがかれている。

しかし明治中期になると、こうした絵額の中に異質な絵が描かれるようになる。それが額番号25の絵額である。25は絵額の構図が大きく2つに分かれ、右半分には床の間が描かれ掛軸には戒名が記入されている。床の間の前には棚が置かれ文箱や茶道具が置かれている。その前に着物姿の若い女性がすわっている。その隣には袴をはきはちまきをした子供が扇を持って踊っている。その下には小さな女の子がハイハイをしている。

これだけみると従来の絵額のようなものであるが、左側半分は緞帳のような布が下がり、柱も洋館風でその前で銃剣を持った兵士が起立している。床の間の掛軸は「明治廿八未年六月廿三日/広光院忠道

清心居士/憂室妙長信女/明治廿五辰年/六月十九日/マツ/清光善童女/明治廿二丑年/四月九日/ツル/玉宝善童子/明治廿三寅年/十一月八日/勝□』と書いてあり4人の戒名が記されている。この絵額は明治28(1895)年以降に作られてのものであり、その壁面には「明治二十七八年ノ戦役ニ従軍中広島陸軍予備病院ニ於テ逝去セラレタリ第二師団第十七連隊第十中隊陸軍歩兵一等卒佐々木種吉」とあり、左側の兵士は日清戦争のときに広島陸軍予備病院で死去した戦病死者であることがわかる。そして明治22(1889)年、23(1890)年、25(1892)年と子供二人、大人一人の3人の死者に対応した戒名が記されている。

ここでは室内で、しかも女性は座っているのに、兵士は座っておらず銃剣を脇に持って起立した姿である。さらにその背景は座敷と無理につなげて洋風にしており、サイドテーブルとその上には植木を置き、脇にはカーテンを下げている。さらに床は畳ではなく絨毯が敷かれて、洋風にしながらも床の上の連続性を何とか保っている。

さらに額番号24の絵額では、従来の絵額とは異なり画面が縦に使われ、軍服姿の兵士が一人でサベールを横にいすに座っている姿である。彩色してあるが、絵額より多少淡い色遣いである。背景は洋室であり、ガラス戸がはめられている。やはりサイドテーブルには植木があり、床には絨毯が敷かれている。壁面には戒名と詞書があり、「松寛軒一林宗吾居士向落合仙助長男/明治二十八未歳十月七日陸軍歩兵二等卒/松助廿二歳」と軍人の肖像として描かれている。しかし顔の描き方は従来の浮世絵風の顔をしており、絵額の技法を彷彿とさせながらも、その形式、構図は肖像画風になっている。日清戦争は明治28(1895)年5月に終わっていることから、正確には戦死ではないが、出征した後、何らかの要因で死亡した可能性が強い。

これ以降、額番号26、27、28と兵士以外の死者の絵額は続いていくが、額番号30の絵額も25と同様、兵士と一般の女性の組み合わせとなっており、右半分は床の間と掛軸に戒名があり、壁面には従来のように花鳥が描かれているが、左半分は外に開け放されており、手前に大きなサイドテーブルを置いて洋風を醸し出している。兵士の立つ床には半分だけ絨毯が敷かれているが、台盤などの料理は絨毯にまたがって中心に置かれている。画面には「明治二十五年/菊室妙花信女/旧八月廿六日/明治三十六年/忠道宗実居士/旧二月廿一日/施主鱒沢村/菊池吉之/俗名菊池みゑ/行年四十歳/同倉吉/同廿九歳」とあり、女性は明治25(1892)年に亡くなっており、軍人は明治36(1903)年に29才で亡くなったことがわかる。

一方で絵額と写実風の肖像画の技法が混在したような額が登場するようになる。額番号29はむしろ肖像画に近いともいえるが、まず額は縦に使い、赤子を抱いた女性と男の子が描かれている。それぞれの人物に「明治十四年五月十七日/一年チヨ/明治十四年二月二十三日/行年十八/菊池モド/明治三十四年七月十日/行年六/菊池七之助/下鱒沢村宇洞下」とあり、中心の女性は明治14(1881)年2月23日に亡くなった18才のモドであり、抱いている赤子は同年5月17日に1才のチヨである。女性の脇で座っている男の子が明治34(1901)年7月10日に6才の菊池七之助であることがわかる。そしてその構図はこの当時の写真を撮るように寄り添う形で描かれている。しかも背景は洋室でカーテンにガラス窓があり、いすの脇にはテーブルクロスがかかっている丸テーブルが置かれている。しかし絵額の伝統が、丸テーブルの上には和書と硯らしきものが置かれている。色彩は藍色を中心にしたもので絵額の色彩とも類似しているが、色が退化しており絵額とは大きく異なっている。それ

よりも顔も写実的であり写真的な雰囲気を出している。

さらに額番号33は夫婦の胸像という完全に肖像画風の構図となっている。「善心義精信士/明治十二年/正月五日/佐々木善吉/行年四十七才」,「浄庵寿光大姉/明治三十七年/六月四日/佐々木トメ/行年七十一才」と書き入れられた白紙の短冊が左右に張られている。顔も正面で写実的に描かれており、男女が位置は逆だが、明治天皇、昭憲皇太后の御真影のように図を半分に分け、老女の方は楕円にくりぬいてある。老夫婦の肖像の間に乳母車に入った赤子の正面図がある。ただしこの赤子の没年や戒名はないが、子供も添えているところに絵額的な名残と肖像画へのこだわりが感じられる。

こうして長泉寺においては日清戦争の戦病死者を契機に洋風の肖像画の作風が絵額の中に登場し、肖像写真を撮るような構図の絵額風の色彩を持った肖像画も登場するようになり、次第に通常の肖像画や写真へと転換していくのであった。

⑦……………肖像画と写真

基本的に写実風の肖像画は、写真の登場とともに成立したものと考えられる。横浜では、五姓田芳柳が、写真をもとに写真に似せた「写真画」を描いて評判になったという [木下1996 48~54]。明治天皇の御真影もさまざまな経緯があったにせよ、写真を撮り、それをキョッソーネが写真のように似せて描いて、頒布されたものである [多木 2002 (1988)]。一般の肖像画も写真にいかにも似せて描くことが以降の肖像画に求められていたと考えられる。

そこでまず長泉寺における肖像画や肖像写真についてみていきたい。写真にしても肖像画にしても制作年や奉納年を記載しているものはなく、死者の享年から考えていくことになるが、遺影写真の場合は絵額ほど製作に時間をとることはなく、肖像画にしても絵額よりも時間がかかるとは考えにくいので絵額と同じかそれよりは時間的に短縮していると思われる。

死者の胸像写真が登場したのは、額番号32、明治37(1904)年3月4日に亡くなった54才の男性が始めてであった。縦51センチメートル横41センチメートルと絵額に比べ小型の額である。これは縞の着物を着て首に襟巻きを付けた正装というよりもむしろ日常の衣装での写真を、引き伸ばしたものである。写真の上には「亡父■■■■■⁽¹⁰⁾之肖像」下には「明治三十七年三月四日死去行年五十四歳」とある。

また肖像画も同じ年の明治37(1904)年旧7月18日(8月27日)に亡くなった死者のもので(額番号34)、モノクロの擦筆画で、胸部上半身の紋付羽織姿で写真のように精細に描れている。そして縦75センチメートル、横57センチメートルの大型の額に楕円にくりぬいたマットが挿入されている。右下の白い部分には「綾織村字●●■■■■肖像行年五十二」と縦書きで記入されている。

以後、写真は、大正5(1916)年の死者のものまでなく、この間の死者は絵額と肖像画だけである。つぎに明治38(1905)年が享年となる死者の額は2枚だけであり、両者とも日露戦争における黒溝台会戦での戦死者である。額番号35は、モノクロの擦筆画で胸に勲章を着けた上半身正面像である。右上部に「故陸軍歩兵壱等卒勲八等■■■■■■■■■■」とあり、下には「明治三十八年一月廿七日黒溝ニ於テ戦死ス」とある。額は黒縁で縦93センチメートル横68センチメートルと大型で、上の縁には金の定紋がついている。過去帳によると享年は29才で、「当山ニ於テ葬儀執行ス盛会」とあり、

通常の葬儀と異なり寺で葬儀が行われており、何らかの形で公葬が行われたと推定される。⁽¹¹⁾

同様にもう一つの額（額番号36）は黒縁の大型額であり、モノクロではなく油彩画である。背景の左右に分けて「陸軍歩兵一等卒」「■■■■■■行年二十二」とあり、過去帳によると額番号35の死者と同じく黒溝台の会戦で、明治38（1905）年1月27日に亡くなっており、戦死と記されている。葬儀については「三八年旧四月八日当山ニ於テ葬儀執行」とあり、やはり長泉寺で葬儀が行われたことがわかる。

額番号37は、日露戦争に出征したが「凱旋病死」であった絵額で、やはり大型のモノクロの擦筆画である。額には「故陸軍歩兵上等兵■■■■■■之肖像」とあり、明治39（1906）年旧9月6日に亡くなっている。さらに額39は白木の額縁でモノクロの擦筆画であり、軍服姿の軍人が描かれている。下部には「陸軍歩兵一等卒勲八等■■■■■■省像」とあり、両脇には俳句の短冊が2枚挟み込んでいる。以後、軍人の肖像に関してはすべて、肖像画でありまた写真も使われるようになるが、一般の人々は従来の絵額も少なくなっているがまだ使用されている。

こうして明治37（1904）年を期に、写真と肖像画が同時に登場する。つまりほぼ遺影としての成立が長泉寺においては明治37、8年ということになる。そのときには軍人肖像と一般の人々がほぼ混在する形になる。

明治39（1906）年、額番号38は39才の女性でモノクロの紋付羽織姿の上半身像である。額40は2才の男子で手に大きなでんでん太鼓をもっている。額番号42は27才女性の日本髪的女性で、いずれも夭折の死者であり、モノクロの擦筆画である。つぎは大正元年の71才の男性は、大型の油絵の肖像画であり、モノクロの肖像画とは異なるタッチである。

次にやっと二枚目の写真が登場する。大正5（1916）年に41才の女性の写真（額番号44）であるが、かなり薄くぼやけており、輪郭を切り抜いたようにシャープな線となっている。続けて大正6（1917）年に33才の女性の写真（額番号45）であるが、真正面からとった写真であり、通常の肖像のような少し斜めに構えた構図とは異なる。つづいて大正7（1918）年には子供の擦筆画（額番号46）、大正8年には35才の男性のモノクロの擦筆画（額番号47）となる。

額番号48は30才の軍服姿の男性の写真であり、写真としては三番目である。台紙には「東京明治写真協会」とあり、東京で作られたものようである。

前にも述べたように、絵額は大正11年を最後になくなり、以後、次第にモノクロの擦筆画が増加し、写真は時々登場する。これらの肖像画はいずれも紋付の着物など正装したものであるが、肖像写真は、絵額や肖像画のように正装したものはあまりない。ただ例外は軍服姿の兵士だけである。つまり一般の人は通常の写真として撮影したものをそのまま利用したり、引き延ばしたりしていると考えられる。

昭和20年代までは、擦筆画が大部分を占めている。そして奉納された死者の多くが、子供、青少年や中年などの夭折した人々であるが、その一方で天寿を全うした死者も散見されるようになっていった。そして昭和6年以降になると軍服姿の遺影写真が増加してくる。しかし昭和30年代以降になると、奉納されている死者のほとんどが還暦を超えており、夭折の死者や中年の死者の写真は少なくなっていく。

さらに絵額の伝統からか、一つの額に複数の死者の写真を並べたりするものもみられる。額番号

68は、昭和6年(1931)旧3月23日に没した36才の母と昭和7(1932)年旧8月18日に没した娘の擦筆画を並べて1つの額としている。ちなみに作者は「土澤町藤松典治郎作」とあり、現在の東和町土沢で製作されたことがわかる。また額番号117はやはり擦筆画で、黒紋付姿の若い女性が小さな子供を抱いた姿で描かれているが、この女性は昭和22(1947)年に52才で亡くなっており、ともに描かれているのは2才でやはり亡くなった子供である。さらに額番号120は二枚の写真を一つの額に入れているもので、夫婦を同じ額にしたもので、昭和18(1943)年に70才で妻が亡くなり、昭和27(1952)年に83才で夫が亡くなっている。また額番号124は、40才の女性の遺影の右下に2、3才の男の子の写真を含み込んでいる。この死者に関係のある子供と考えられる。

また没年の異なる個々の死者の額が同じ場所に三枚並んでいるものもある。これは同じ家の死者であり、また同一の画家が描いたもので、額の形式も仕様も全く同じである。それは額番号67の昭和7年5月5日に没した82才の男性と額番号78の昭和10年9月12日行年19才の女性、額番号84の昭和12年12月21日に亡くなった89才の女性の額である。これらの死者は戸主の両親と娘であり、5年の間に3人の不幸があったことになる。いずれも「肖山画」⁽¹²⁾となっており、額の仕様も全く同じである。よって個々に奉納したというよりは、最後の老女の時にまとめて製作した可能性が強い。こうしてみると、一方で遺影が個々の死者のために作られるようになってきても、まだ絵額のように複数の死者の供養という側面も多少持ちあわせていたと捉えることができる。

⑧……………近代における死者イメージ

絵額はその形態からは絵馬と区別がつかず、奉納が死者供養のためのものであるという点で他の絵馬とは異なるだけである[出羽 2001 9]。そして絵の技法自体はあまり絵馬とは変化がないのであり、また死者の後生安楽を祈るという点では、願いを描いたものとも捉えることができる。そうした点でこれを絵馬であるかないかを議論することも絵馬研究の上からは必要なことかも知れないがここでは立ち入らないことにする。

それよりも絵額とそれ以降の肖像画や写真といった遺影奉納に変わっていったことにより、その習俗の内容に大きな変化をもたらしたことが重要であろう。ところが従来のわずかな論考では遺影までを論考に含めることはなかった。

今までみてきたように絵額はあくまでも来世における死者の追善菩提のための図像であり、それを祈願するための目的のものであることが明らかになった。

こうした絵画は基本的にはすでに遠野市に分布する絵額でも述べられているように、日常生活風の様子である。座敷の床の間を前に死者たちは豪華な着物を着て、台盤やお膳などに山盛りの料理や菓子が並んでいるところを囲み、周囲には豪華な家具が配され、背景の襖絵は狩野派などの画技で描かれている。こうした基本的パターンをふまえながらさらに商家や職人などは商売などの道具を描き込んだり、趣味である読書や女性なら裁縫などの道具も描き込んでいる。子供の場合には玩具などもたくさん置かれていることもある。こうした姿はいくら日常の生活描写的とはいえ、かなり理想化された形で描かれており、生前の様子をそのまま反映したものとは考えにくい[山田 2002 36~37]。

つまり現世のモチーフを基礎としながらも来世での理想像として描いたものと考えられる。まさに絵額ゆえにかなり自由に理想像としての生活が描けたのではないだろうか。豪華な衣食住だけでなく、舶来の時計などもさりげなく描かれていることから、死者は死後このようであってほしいという願いが込められていたと考えられる。こうした点は盛岡地方が来迎図であることからもうかがえる。つまり死出の旅路の出発点として阿弥陀三尊や地藏尊が迎えにくるのも、まさに死後の願いを込めたものであり、基本的に絵額が描かれた人物の死後の時間、つまり来世を描いていることになる。

しかし長泉寺の場合、日清戦争出征の兵士の絵額はかなり異質な絵額となっている。軍服姿の兵士の登場である。額番号25や30のように軍服を着た兵士のために、洋間の空間を絵額の中に作らなければならないからである。そのモチーフは額番号24のように、写真を撮るためのポーズであり、御真影を始め明治の元勳たちの姿なのである。

こうした軍人と旧来の絵額とをどのように折衷させるかさまざま試みがなされたようである。遠野市光岸寺では明治10(1877)年の西南戦争で政府軍として参加し戦死した人の絵額があり、床の間、違い棚と和室ではあるが、そこに絨毯を敷き、いすに座って軍扇を持っている姿である。その脇には赤いテーブルクロスをかけて刺身の鉢盛りや重箱などのごちそうを並べている様子が描かれている〔遠野市立博物館 2001 67〕。つまり軍人はいすに座っているが、サーベルではなく軍扇といった近世以前の戦道具をもち、重箱や鉢盛りのごちそうという旧来の絵額のモチーフに軍人とあわせていく過程がうかがえる。こうした軍人の絵額の登場以降、一般の人々も写真や肖像を用いるようになった。しかも日露戦争の戦死者はいずれも肖像画となり、一般の人が大正期まで絵額を使っているのは対照的である。

こうした軍人の肖像写真の登場は、すでに幕末維新期の生麦事件や西南戦争の時、死を前にした武士や軍人たちの間で流行したといわれている。特に日清戦争では様々な雑誌において戦死者の肖像写真が掲載され広く一般に人々の目にもふれるようになったという〔柏木 2000(1987) 193~194〕。こうした御真影や近代戦争の経験という国民国家形成過程において、戦死者の表象のあり方が、一般の死者の表象にも影響を与えていったと考えられる。

つまり長泉寺においては、日清戦争から日露戦争の間にかけて、絵額から遺影へ大きく転換していくことになる。浮世絵的な人物表象から、写実的な肖像への指向性は、軍人だけでなく一般の死者にも及び、現存する額類から判断する限りは、1904年に一般の死者の擦筆画と肖像写真が登場し、翌1905年には軍人の肖像画も登場する。以降、基本的には遺影に変換していくことになる。ただし大正期に一般の死者はレリーフ的な絵額を使うなど、肖像を追いながらも絵額への未練も残っていたと考えられる。

ただし明治期までの絵額と、肖像画や写真の遺影と決定的に異なる点は、遺影が生前の現身であることから、死者のイメージは他界における死者の存在から生前の似姿に変化していったことである。それは絵額においては死者を他界にいるものとして死後の時間に位置づけていたものが、遺影は死の位置づけが過去の生前の記憶に大きく変化した点である。それは、死の意味づけをも大きく変えていくことになると考えられる。

⑨…………… 供養される死者、顕彰される死者

絵額が来世における理想的な生活を描いたものであるが、なぜこのような絵額が必要になったのであろうか。絵額の場合、すでにみてきたように、老人も描かれてはきたが、基本的には子供や青年、中年など夭折の死者が多くみられる。それだけではなく1ヶ月のうちに3人の死者を出したり、そこまで短期間ではなく、また老人が混じってはいはいるものの2、3年のうちに2ないし3人の死者が続けて出る家など、そうした連続死も不幸な状況には変わりない。夭折にしろ、連続死にしろ、いわゆる従来の異常死の範疇に入る問題である。また当時の寿命が今より短いとはいえ、20歳代から40歳代の人々が亡くなることは普通の状況ではない。また出産に伴っての母子の死亡もかなり不幸なことである。

以上のように絵額が理想の来世での暮らしを描くのは、不幸な死であったが故により幸福を祈るものであり、残された遺族が、そうした死者の冥福を祈らずにはいられないからであったと考えられる。絵額を奉納した死者には戒名が追贈されより高位になっている場合が多々みられた。これらも他の理由も様々あったであろうが、より手厚い供養を求めているからではないだろうか。

また絵額を作成してこうした個別の供養を行うことによって、死者を個別に、しかも個々の個性を含めて表現する志向が高まってきたといえることができる。例えば、年齢に併せて子供なら遊具を、少年なら典籍をそえたり、老人なら煙草をといったように年齢による嗜好を描き添えたり、また性別によっても女性なら裁縫を、男性なら書籍をある程度のパターンが見られる。さらに遠野の寺院に納められた絵額には、商家の場合には屋号を染めたのれんに家業の商品を描いているものなど、死者の個性をなるべく表現しようとする志向がすでに醸成されていたことがわかる。

よって死者の表現のあり方が明治中期になって肖像画や写真といった死者の姿を忠実に描写する新技術が導入されたときには、人々はそれに深い関心を示し、また導入しようとしたと考えられる⁽¹³⁾。

ところで、初めに額の表現のあり方に変化をもたらした戦死者や出征して病死した軍人などはきわめてアンビバレントな存在であった。つまり若くして戦地で亡くなる、もしくは病死した死者は十分不幸であり、絵額を奉納して供養すべき死者であった。しかし一方で国家にとっては名誉の戦死であり、積極的に顕彰すべき存在であった。そこではあまり不幸性を強調することはできず、憐れみを抱くことも望まれなかった。特に国民国家日本として総力を挙げて国際的な戦争を挑んでいった日清戦争、日露戦争では戦死者は盛んに顕彰され、戦死者には公葬が行われた。こうした場では生前の死者の功績を讃えることに力点が置かれるようになり、その功績は国家という現世の組織に位置づけられることとなる [山田 2004 86~89]。つまり戦死者の顕彰はあくまでも現世の記憶を残さなければならず、明治天皇をはじめ元勳たちや軍人たちの肖像画は国家の威信と顕彰を示す図像として捉えられてきた。

こうした点で肖像画や遺影は一方では死者の顕彰という今まであまり絵額にはみられなかった要素が加味されるようになってきたと考えられる。そのために死者たちは軍人なら軍服であり、一般なら紋付など礼服に正装をさせる必要が生じた。むしろ一般の人々にとって写真は遺影を目的としてはいないため、写真の方が正装が少なく、遺影としてはモノクロの擦筆画が描かれ、それが写真

のように作られていった。昭和30年代まで夭折の死者の中に次第に老人の遺影が増えていくのは、顕彰の視線が遺影に加味されていったからだと考えられる。

昭和30年代以降になると、こうした高齢で亡くなった人の遺影も多く奉納されるようになる。それは夭折の死者が医療などの発達により減少していくだけではなく、人生を全うし、社会的にも貢献した人など、生前の事績を顕彰する装置として捉えられるようになったからと考えられる。よって戒名も院号だけでなく、大居士、禅居士、禅大姉といった高位戒名が多くみられるようになってきた。

しかし写真は、生前の記憶と直結することから、単に顕彰的な側面だけでなく、より追慕の情を深めるものとしてきわめて有効なものであった。そのため従来の絵額目的である不幸な死者への供養の目的は、遺影の導入を容易にしていたと思われる。さらにその換喩性から死者の表象として、いや死者そのものとして菩提寺に存在することが、絵額として来世の安楽を祈ることよりも有効であるという発想も生まれたかもしれない。それは近代化の中で来世を想像することが困難になっていった代わりに、死者の表象を菩提寺という空間に置くことで、まさに「いま、ここに」死者を現前させることになるからである。

註

(1)——これらの地域では、この絵額について特に名称はなく、それを収集展示した遠野市博物館では、「供養絵額」と呼んだ。本稿ではその性質も含めて検討するため、絵額と呼ぶ。

(2)——肖像を描いた絵画の中には、モノクロで明暗をつけるためにぼかしを出した擦筆画が圧倒的に多い。そのほかにも油絵の肖像画もあるがほんのわずかである。両方とも写実的な点では写真を元に描いた可能性が強く、こうした写真を元に描いた絵を、木下直之氏は「写真画」と呼んでいる〔木下1996〕。

(3)——1999年11月8日、ソニーの創業者でファウンダーの盛田昭夫氏の社葬では、正面の生花祭壇にポーズの異なる3枚の遺影を並べた。このように3枚を等倍での遺影の使用はこのときが初めてである。

(4)——1920年朝日新聞に連載された「豆手帳」は1928年『雪国の春』（岡書院）に収録されている。

(5)——この記述から釜石など岩手県の太平洋岸でもこうした習俗がかつてあった可能性があるが、現在のところその存在は確認していない。これについてはさらなる調査を行いたい。

(6)——遠野市博物館図録『供養絵額』では、奉納年の2番目古い物として、東和町瀧沢寺の文久2年（1862）の絵額を挙げているが（遠野市立博物館 2001 12）、本稿で取り上げる宮守村長泉寺には嘉永6年（1853）奉納の絵額があり、東和町瀧沢寺のものよりも古い。

(7)——念のため過去帳で確認をした。

(8)——元治2（1865）年は丑年で、4月7日に元治から慶応に改元されているため、亡くなった2月20日はまだ年号は元治であるが、額番号15の絵額では、慶応丑となっている。

(9)——ここで描かれている後光の差した仏画は、この地方はまいりの仏といわれる阿弥陀仏の図像に類似している。まいりの仏はかつて僧侶がいないとき、この画像によって死者の引導を渡したといわれ、同族の本家などがこれをもって祭祀を行っている。

(10)——文中の■は氏名・屋号に関する文字、●●は地名に関する文字、□□は判別不能の文字である。

(11)——この地域は墓地が集落ごとにあるため、葬儀は通常自宅で行われ墓地に埋葬されたので、菩提寺での葬儀は行われなかった。よって通常の葬儀と異なり長泉寺で行ったことで、村葬など公葬が行われたと推定され、わざわざ過去帳に特記されたと考えられる。

(12)——ちなみに肖山画の肖像画はこのほかにもみることができ、ある程度この地域の死者の肖像を製作していたと考えられる。

(13)——こうした傾向は絵額だけのローカルな問題ではなく、例えば歌舞伎役者などが死去したときに発行される死絵という錦絵も、明治中期以降、プロマイドが盛んに発売されるようになると急激に減少するなど、写真という技術による影響はさまざまな場であったと考えられ

る。死絵については別稿にて論じたい。

参考文献

- 佐藤守弘 2002 「痕跡と記憶—遺影写真論—」『芸術論究』29編 帝塚山学院大学
出羽振治 2001 「遠野の風土と『供養絵額』」『供養絵額』 遠野市立博物館
遠野市立博物館 2001 「『供養絵額』」 遠野市博物館
根子英郎 2001 「『供養絵額』について—岩手県中部地方の事例から—」『東北民俗学研究』7号 東北学院大学
民俗学OB会
森嘉兵衛編 1977 『宮守村誌』 宮守村教育委員会
田中丸勝彦 1993 「英霊供養」『日本民俗学フィールドからの照射』井之口章次編 雄山閣出版
福岡真紀 2004 「遺影としての肖像—福沢諭吉と中江兆民の場合」『死生学研究』2004年春号
柏木 博 2000 (1987) 『肖像のなかの権力』講談社
多木浩二 2002 (1988) 『天皇の肖像』岩波書店
山田慎也 2001 「行く末よりも来し方を—生花祭壇における死者の表現—」『歴史と建築のあいだ』浅香勝輔教授退
任記念刊行委員会編、古今書院、pp.289~300
—— 2002 「亡き人を想う—遺影の誕生」『異界談義』国立歴史民俗博物館編 角川書店
—— 2004 「葬儀を意味づけるもの」『仏教再生への道すじ』藤井正雄編 勉誠出版
柳田国男 1997 (1920) 「豆手帳から」『柳田国男全集』3巻 筑摩書房
木下直之 1996 『写真画論』岩波書店

〔付記〕

長泉寺谷藤法身住職ご夫妻には調査をお許しただけでなく多大なるご協力をいただきました。さらに本稿執筆にあたり千葉博氏、遠野市博物館の前川さおり氏、長谷川浩氏、また八田渉氏にもさまざまなご協力をいただきました。この場を借りて心よりお礼申し上げます。

本稿は科学研究費若手研究B「国民国家形成と遺影の成立に関する民俗学的研究」（2003~2005年度）の成果の一部である。

〔追記〕

宮守村は、平成17（2005）年10月1日に遠野市と合併した。（2006年2月1日）

（国立歴史民俗博物館研究部）

（2005年3月25日受理，2005年7月15日審査終了）

表 長泉寺額一覧

額番号	奉納年もしくは最終没年(西暦)	奉納年もしくは最終没年(和暦)	種別	額の特徴	死者の性別 年齢	額面記載の文字
1	1853	嘉永6年1月16日奉納	絵額		老男・老女・女・女・赤子 (戒名は老男・老女・女)	窮陰妙徹禪女/喜法禪悦信男/心月玉映禪女/嘉永六癸丑正月十六日為仏果菩提掛之
2	1862	文久2年8月28日	絵額		男子供	梅月亭/氷口金藏
3	1864	元治元年7月16日	絵額		男・男・女	元達了成禪男/豁然道悟禪男/菊庵有光善女/時元治子星/七月十日□□□/施主洞子/永作/母夕二
4	1865	元治2年2月20日	絵額		女80・男8 (妻と孫)	嘉永六年丑祀寿齡八十/圓室妙鏡信女/六月十九日/元治二丑年/恵心了道童子/二月廿日行年八星/仕候画
5	1869	明治2年4月29日	絵額		男22	明治二巳年/為寛蒼玄曠信士/四月廿九日/李太郎事/行年廿二才
6	1871	明治4年11月7日	絵額		男子供	明治四未年/為夢庵清好禪童子/十一月七日/山口村林平孫
7	1873	明治6年7月4日	絵額		男・女・女・赤子 (戒名は男・女)	明治四未年六月八日/長雲涼伝居士/菘岸妙相大姉/明治六酉年七月八日
8	1877	明治10年8月4日	絵額		男・赤子(戒名は男)	明治十丁丑年/泰岳清心信士/八月四日俗名永助/行年二十九才/小友村施主/奥友宝之助
9	1878	明治11年7月10日	絵額		女38才・女14才・男5才(妻と孫2人)	智恵善童子/明治十一戊寅年/五月七日五才/智圓妙恵童女/明治十一戊寅年/六月廿日十四才/, 針室妙愛禪女/明治十一戊寅年/七月十日三十八才
10	1879	明治12年7月28日	絵額		女・赤子(妻と子)	為/明治十二年卯七月廿八日/菊顔妙都信女/春影善童女/明治八年亥三月十五日/菩提也
11	1880	明治13年12月17日	絵額		女40才	明治十三辰年/華雪妙散信女/十二月十七日/迷岡村里項門之丞/年四十
12	1884	明治18年奉納	絵額		女	明治十七年申星/為白貞妙鏡信女也/十一月十六日/菩提/外川仕候七十五画/下鱒沢字迷岡松林/菊池露松サイ
13	1887	明治20年8月21日	絵額		男4才・男12才 (子と孫)	嘉永四辛亥載十二月七日/智広善童子/広安知恵信士/明治二十年亥載八月廿一日/千葉政藏/行年十二才/千葉長太郎/行年四才/苔楽庵仕候/施主千葉
14	1887	明治20年奉納	絵額		男子供・女・若い女(孫・妻・娘)	幻容自空童子/清室妙浄善女/智芳妙光童女/明治二十年亥載/外川仕候七十七画/施主山陰清
15	1888	明治21年奉納	絵額		男41才・女37才・女15才・男8才 (男41才・女37才は夫妻)	明治六酉年三月廿三日/三要玄通居士/三四郎四十一才/明治六酉年二月十日/椿窓妙亭信女/タケ三十七才/慶応丑二月二十日/恵心了道童子/三太郎年八才/明治二十年亥四月二十一日/智芳妙貞信女/ミヨ年十五才/古楽庵仕候一信/七十八□/施主菅原岩藏(5-4-6と同じ家)
16	1888	明治21年6月5日	絵額		女20才	明治二十一戊子年, 夏室妙夢信女, 六月五日, 行年廿才ナツ, 外川仕候一信七十八画, 下鱒沢村菊池丸兵工, 菊池巳吉
17	1888	明治21年11月19日	絵額		男	明治二十一年子年, 寛法道順居士, 十一月十九日, 下鱒沢村馳場, 多田...
18	1889	明治22年2月25日	絵額		老男・老女・男・赤子(戒名は老男・老女・男)	□法宗悟居士, 明治十五年十一月十六日, 微室妙夢信女, 明治五申年四月十八日, 智覚良輪居士, 明治廿二丑年二月二十五日, 施主千葉陸郎(絵に狩野印あり)
19	1890	明治23年4月18日	絵額		女・女	法室妙紅大姉/明治廿三年/四月十八日/法輪妙光信女/明治九年/十一月十一日/山口施主菊池源藏

額番号	奉納年もしくは最終没年(西暦)	奉納年もしくは最終没年(和暦)	種別	額の特徴	死者の性別 年齢	額面記載の文字
39	1907	明治40年旧12月23日	肖像画	軍服姿, 擦筆画, 俳句の短冊が2枚	男28才	陸軍歩兵一等卒勲八等■■■■省像 歌付
40	1908	明治41年旧5月24日(6月22日)	肖像画	でんでん太鼓を持つ子供	男2才	■■■■■
41	1909	明治42年7月15日	絵額		女27才・赤子	明治四十二年/蓮室妙香大姉/七月十五日/施主綾織村(つづく)
42	1911	明治44年7月16日(6月21日)	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女27才	■■■■■肖像(虫食い)
43	1912	大正元年9月22日(8月12日)	肖像画油絵	カラー油絵, 紋付羽織姿	男71才	■■■■■肖像□□□/■■■■■■■■■■納之/H.Nakata
44	1916	大正5年12月23日	写真	紋付姿	女41才	■■■■■肖像●●/大正五年拾貳月貳拾参日/行年四拾壹歳
45	1917	大正6年8月26日	写真	縞着物姿	女33才	■■■■■世三歳
46	1918	大正7年9月29日	肖像画	擦筆画, 緋の着物と羽織, 帽子をかぶる	男子供	■■■■■/大正七年九月廿九日死去
47	1919	大正8年5月1日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿, 額に金紋	男35才	表: 故■■■■■肖像行年三十五歳
48	1921	大正10年5月22日	写真	軍服姿	男30才	表: 故陸軍騎兵一等卒■■■■■/行年三十歳/東京明治写真協会
49	1921	大正10年旧9月25日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男25才	故■■■■■氏之像/大正十年旧九月廿八日享年二十五歳/肖山画
50	1922	大正11年8月7日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女19才	■■■■■/行年十九歳
51	1922	大正11年8月1日	絵額	胡粉による押し絵風	男67才・男5才・男子供	大正三年十月八日/柱岳道林信士霊位/大正九年旧七月六日/新早世浄峰自円童子/大正十一年八月一日/新早世勇心恵猛童子/大高瀬
52	1923	大正12年7月2日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男27才	●●■■■■■行年二十七才
53	1923	大正12年12月29日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女27才	■■■■■廿七才
54	1924	大正13年5月31日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男27才	■■■■■之肖像 行年廿四歳
55	1924	大正13年11月27日	写真	白緋の着物, 学生帽	男20才	■■■■■肖像享年二十歳
56	1925	大正14年9月24日	写真	軍服姿, 脇にはテーブルなど洋風室内	男32才	■■■■■ ■■■■■■
57	1927	昭和2年1月8日	肖像画	擦筆画, 緋の着物姿	男16才	■■■■■十六才
58	1927	昭和2年1月18日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女21才	■■■■■之肖像 行年二十一才
59	1928	昭和3年5月6日	肖像画	擦筆画, 緋羽織姿	女19才	下藤沢村/■■■■■肖像/拾九歳
60	1929	昭和4年1月29日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女29才	下藤沢●●■■■■■ 廿九才
61	1931	昭和6年1月18日	写真	紋付羽織姿	男61才	●●■■■■■肖像
62	1931	昭和6年2月17日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男84才	裏 ■■■■■
63	1931	昭和6年5月2日	写真	白のブラウス姿, 植え込みの中	女19才	■■■■■行年十九歳
64	1931	昭和6年10月7日	肖像画	擦筆画, 軍服姿	男44才	故陸軍歩兵伍長■■■■■
65	1931	昭和6年10月25日	写真	白いブラウス姿	女18才	
66	1932	昭和7年4月20日	写真	紋付姿	女36才	●●■■■■■肖像世寿三十六
67	1932	昭和7年5月5日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男82才	故■■■■■翁之像 肖山画/昭和七年五月五日/行年八十二歳
68	1932	昭和6年旧3月23日(右) 昭和7年旧8月18日(左)	肖像画	擦筆画, 紋付姿(女36歳), おかっぱで着物上に白い上衣	女36才・女5才(妻と子)	昭和六年旧三月廿三日/故■■■■■/土澤町/藤松典治郎作/昭和七年旧八月十八日/故■■■■■
69	1933	昭和8年3月14日	写真	縞の着物に羽織姿	男78才	■■■■■■■■行年七十八歳
70	1933	昭和8年5月16日	写真	紋付羽織姿	男20才	●●■■■■■肖像
71	1933	昭和8年6月18日	写真	紋付羽織姿	男71才	小友村 ■■■■■ 行年七十一歳/花巻町藤田屋謹製
72	1933	昭和8年6月23日	肖像画	擦筆画, スーツ姿	男30才	■■■■■三十歳
73	1934	昭和9年3月26日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女39才	●●■■■■■
74	1934	昭和9年7月21日	肖像画	擦筆画, 緋の着物に羽織姿	男23才	■■■■■肖像
75	1935	昭和10年9月9日	写真	スーツ姿	男23才	誠心良一居士/■■■■■行年廿三歳/昭和十年九月九日 ●●●●●

額番号	奉納年もしくは最終没年(西暦)	奉納年もしくは最終没年(和暦)	種別	額の特徴	死者の性別 年齢	額面記載の文字
76	1935	昭和10年7月10日	写真	スーツ姿	男60才	清涼院殿興道良志大居士/(左隅に小型の同じ写真がある)
77	1935	昭和10年9月12日	肖像画	擦筆画, 少女の羽織袴姿	女19才	故■■■■■之像十二歳之時之面影/昭和十年九月十二日/行年十九歳 肖山画
78	1936	昭和11年6月1日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女26才	●●故■■■■■行年二十六歳
79	1936	昭和11年7月24日	肖像画	擦筆画, 着物姿で西洋人形を抱く	女5才	昭和十一年七月二十四日卒/留光妙瑞善童女/●●●/故■■■■■五歳
80	1936	昭和11年10月31日	肖像画	擦筆画, スーツ姿	男31才	故■■■■■氏之肖像行年三十一歳
81	1936	昭和11年12月15日	写真	軍服姿	男29才戦病死	故陸軍歩兵特務曹長/勲七等■■■■■
82	1937	昭和12年11月9日	写真	紋付羽織姿, 傍らにテーブルと花	男22才	大道無閑禅信士/昭和十二年十一月九日/釜石市●●町/俗名■■■■■行年二十二歳/■■■■■二男
83	1937	昭和12年12月21日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女89才	故■■■■■刀自之像 肖山画/昭和十二年十二月廿一日/行年八十九歳
84	1937	昭和12年旧6月21日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男73才	故■■■■■氏之像/昭和十二年旧六月廿一日/享年七十三歳/K,NISHIUCHI
85	1938	昭和13年12月29日	肖像画	擦筆画, 制服制帽姿	男12才	■■■■■十二才/昭和十三年十二月二十九日
86	1939	昭和14年3月9日	写真	軍防寒用のコート姿	男35才兵士	●●村故陸軍歩兵曹長■■■■■
87	1939	昭和14年5月22日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男70才	故■■■■■翁之像行年七十歳/肖山
88	1939	昭和14年7月6日	写真	建物前で軍服姿	男22才戦死	表: 故陸軍工兵上等兵勲八等功七級■■■■■
89	1939	昭和14年9月5日	写真	スーツ姿	男61才	昭和十四年九月五日■■■■■行年六拾一歳
90	1939	昭和14年10月23日	写真	産着によだれかけ, 帽子姿	男2才	●●■■■■■行年二歳
91	1940	昭和15年1月29日	写真	紋付姿に修正	女63才	■■■■■/昭和十五年一月廿九日行年六十三歳
92	1940	昭和15年5月28日	写真	集合写真の一部, 紋付羽織姿	男54才	興隆軒大岩道樹居士/昭和十五年五月二十八日/釜石市●●町/俗名■■■■■行年五十四歳
93	1940	昭和15年7月15日	写真	産着によだれかけ姿	男4才	裏: ●●村■■■■■子/■■■■■ 四歳
94	1940	昭和15年9月29日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男77才	■■■■■氏之像
95	1941	昭和16年7月30日	写真	着物姿, 写真の一部	女54才	昭和十六年七月三十日亡/■■■■■行年五十四歳/綾織村字●●
96	1941	昭和16年8月14日	写真	軍服姿	男24才戦死	故陸軍曹長■■■■■行年二十四歳 /T.YAGAWA HIROSAKI JAPAN 陸軍兵長■■■■■
97	1942	昭和17年2月18日	写真	軍防寒用のコート姿	男	
98	1942	昭和17年3月13日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男44才	故■■■■■氏之肖像/行年四十四才
99	1942	昭和17年5月2日	写真	紋付羽織姿	男84才	■■■■■ 八十四才
100	1942	昭和17年6月3日	肖像画	擦筆画, 軍服姿	男26才	■■■■■/二十六才
101	1942	昭和17年7月16日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	女70才	靈泉庵慈光明恵禪大姉位
102	1942	昭和17年10月17日	肖像画	擦筆画, 海軍軍服姿(セーラー服)	男19才戦死	故海軍一等主計兵勲八等功七級■■■■■ 行年十九才/昭和十七年十月十七日北方海戦ニ於テ戦死/昭和十八年□□佐尻画□
103	1943	昭和18年8月25日	写真	着物羽織姿	女37才	行年三十七歳■■■■■
104	1944	昭和19年10月25日	写真	海軍軍服姿(セーラー服)	男18才	故●●■■■■■
105	1944	昭和19年11月15日	肖像画	擦筆画, 軍服姿	男兵士	故陸軍曹長■■■■■
106	1944	昭和19年11月21日	写真	海軍軍服姿	男20才戦死	海軍一等主計■■■■■二十歳
107	1945	昭和20年4月25日	写真	軍服姿	男25才戦死	陸軍歩兵隊長■■■■■行年二十五歳/昭和二十年四月二十五日比嶋ルソン嶋戦死
108	1945	昭和20年6月2日	写真	軍刀を持った全身像	男25才戦死	故陸軍中尉■■■■■/行年二十五歳
109	1945	昭和20年7月20日	肖像画	おかっぱのセーラー服	女11才	昭和二十拾年七月二十日/行年十一歳■■■■■
110	1945	昭和20年7月30日	写真	詰襟の学生服姿	男37才	慈教院瑞節良導禪居士/俗名■■■■■/行年三十七歳卒(左側に小型の同じ写真)
111	1945	昭和20年8月9日	写真	詰襟の制服姿	男29才戦死	故海軍機関兵曹長■■■■■行年二十九才/昭和二十年八月九日三陸海面に於て戦死 軍艦天草

額番号	奉納年もしくは最終没年(西暦)	奉納年もしくは最終没年(和暦)	種別	額の特徴	死者の性別年齢	額面記載の文字
112	1945	昭和20年8月15日	写真	軍服姿	男21才戦死	故陸軍兵長■■■■行年廿一歳 / 於昭和二十年八月十五日満州戦死
113	1946	昭和21年2月21日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男29才戦死	●●●/■■■■六十歳/昭和二十一年二月二十一日
114	1946	昭和21年8月31日	肖像画	擦筆画, 軍服姿	男21才	陸軍曹長/昭和二十一年八月三十一日/於北朝鮮逝去/故■■■■行年三十二歳
115	1947	昭和22年2月10日	肖像画	擦筆画, 軍服姿	男24才	●●●故陸兵長■■■■行年二十四歳/昭和二十二年二月十日シベリヤに於て
116	1948	昭和23年6月11日	肖像画	擦筆画, 緋の着物によだれかけ	女3才	■■■■三歳●●●孫/昭和二十三年六月十一日早世
117	1948	昭和23年9月6日	肖像画	擦筆画	女52才・男2才(妻と子)	●●●昭和二十三年九月六日■■■■行年五十二歳全子■■二歳
118	1949	昭和24年12月2日	肖像画	擦筆画, 紋付姿	女52才	●●●■■■■五十二歳/昭和二十四年十二月二日
119	1951	昭和26年5月25日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	女59才	■■■■五十九才昭和二十六年五月二十五日死亡
120	1952	昭和18年2月15日(右) 昭和27年9月26日(左)	写真	二枚の写真をいつに額に納める。老男は紋付羽織姿, 老女は縁側で羽織姿	男83才・男70才(夫妻)	表: ■■■■行年七十才/■■■■行年八十三才/裏: 昭和十八年二月十五日死去旧正月十一日■■■■明治七年三月八日生年七十七歳/昭和二十七年九月二十六年年前七時死亡■■■■明治三年三月三日行年八十三歳
121	1954	昭和29年7月21日	写真	洋服で階段の手すりでの写真	女3才	●●●■■■■三歳
122	1954	昭和29年7月30日	写真	羽織姿	女63才	●●■■■■63才昭和29年
123	1954	昭和29年9月15日	写真	校舎らしい建物を背景に学生服制帽姿	男24才	明治大学文学部四年生/■■■■行年二十四歳/昭和二十九年九月十五日逝去/●●
124	1955	昭和30年6月23日	写真	集合写真の一部, 紋付羽織姿	女40才	昭和三十年六月/行年四十歳/■■■■(右下に小型の子供の写真, 三才ぐらいの男の子?)
125	1958	昭和33年5月11日	肖像画	擦筆画, 紋付羽織姿	男55才	俗称■■■■大字●●●
126	1960	昭和35年12月26日	写真	庭において, スーツ姿の全身像	男54才	〇〇院〇〇〇〇禪居士/昭和三十年十二月二十六日逝去/●●●■■■■行年五十四歳
127	1965	昭和40年2月25日	写真	スーツ姿	男68才	〇〇院殿〇〇〇〇大居士/昭和四十年二月二十五日逝去■■■■六十八才
128	1965	昭和40年3月21日	写真	学生服制帽姿,	男13才	裏: 昭和四拾年参月二拾壹日 亡 ■■■■
129	1966	昭和41年5月8日	写真	スーツ姿, 集合写真の一部で, 背景を消す	男64才	●●●■■■■六十四歳
130	1969	昭和44年4月12日	写真	着物姿	女69才	〇〇庵〇〇〇〇大姉/昭和四十四年四月十二日/●●●■■■■行年六十九歳
131	1970	昭和45年5月18日	写真	紋付羽織姿	男71才	昭和四十五年/〇〇院〇〇〇居士靈位/五月十八日亡/●●●■■■■行年七十一
132	1971	昭和46年2月16日	写真	着物姿	女39才	■■■■/昭和四十六年二月十六日死去/行年三十九歳
133	1972	昭和47年1月7日	写真	紋付姿	女87才	〇〇院〇〇〇〇禪大姉 昭和四十七年一月七日寂/俗名■■■■享年八十七歳
134	1974	昭和49年5月2日	写真	紋付姿に修正	女73才	〇〇院〇〇〇〇禪大姉位
135	1976	昭和51年8月13日	肖像画	擦筆画, スーツ姿	男79才	〇〇院〇〇〇〇居士 ●●■■■■七十九歳
136	1977	昭和52年6月27日	写真	紋付姿	女83才	〇〇庵〇〇〇〇大姉/■■■■/八十三歳
137	1981	昭和56年1月22日	写真	紋付姿	女83才	昭和五十六年一月二十二日/〇〇室〇〇〇〇禪大姉/●●■■■■八十三才
138	1982	昭和57年6月17日	写真	着物姿	男90才代	〇〇軒〇〇〇〇居士/昭和五十七年六月十七日逝/■■■■九十□歳
139	1982	昭和57年7月15日	写真	着物姿	女72才	〇〇庵〇〇〇〇大姉/昭和五十七年七月十五日寂/●町■■■■七十二歳

額番号	奉納年もしくは最終没年(西暦)	奉納年もしくは最終没年(和暦)	種別	額の特徴	死者の性別 年齢	額面記載の文字
140	1983	昭和58年10月10日	写真	スーツ姿	男87才	〇〇院〇〇〇〇禪居士/昭和五十八年十月十日●●●●●●●●八十七歳
141	1986	昭和61年9月30日	写真	紋付羽織姿	男77才	〇〇軒〇〇〇〇居士昭和六十一年九月三十日/●町●●●●●●享年七十七歳(左下に運転免許証)
142	1988	昭和63年7月14日	写真	紋付姿	女67才	〇〇院殿〇〇〇〇禪大姉/昭和六十三年七月十四日寂●●●●●●六十七歳
143	1990	平成2年12月18日	写真カラー	スーツ姿	男80才	平成二年十二月十八日/〇〇院〇〇〇〇禪居士/●●●●●●●●/享年八十歳
144			肖像画		男兵士	□軍伍長●●●●●●
145			写真		男兵士	
146			写真		男	
147			写真		女23才	表:故●●●●●●行年二十三歳●●家
148			写真		男	
149			写真		女	
150			肖像画		女	
151			肖像画		男	
152			肖像画		女	
153			肖像画		男	
154			肖像画		男	
155			写真		男	
156			肖像画		男	
157			肖像画		男	
158			肖像画		男	
159			肖像画		男23才	●●●●●●之肖像行年二十三歳
160			絵額		男・男	竹岩道松居士/清光栄道居士/納主/佐々木仁太郎
161			肖像画		男	
162			写真		女	東京明治写真協会
163			肖像画		男	
164			肖像画		男	
165			肖像画		女25才	●●●●●●子之肖像行年二十五歳
166			写真		男子供	
167			写真		女・男子供	
168			肖像画		男赤子	
169			写真		女2才	二歳 ●●●●●● ●●
170			写真		女	
171			肖像画		女21才	行年廿一歳●●●●●●施主●●●●●●
172			写真		赤子	
173			肖像画		男	
174			写真		男	
175			肖像画		老女	
176			肖像画		老男	
177			肖像画		女	
178			写真			
179			写真		女54才	●●●●●● 享年五十四年
180			写真		老男	
181			写真		男19才	●●●●●●故●●●●●●肖像 行年十九歳
182			肖像画		女39才	●●●●●●行年三十九歳
183			肖像画		老女	
184			写真		男	
185			写真		女	
186			肖像画		男	
187			写真		老男	遠野市□□写真館
188			写真		老女	
189			写真		男	
190			写真		女	
191			肖像画		男	
192			写真		男	
193			写真		女	

額番号	奉納年もしくは は最終没年 (西暦)	奉納年もしくは 最終没年 (和暦)	種別	額の特徴	死者の性別 年齢	額面記載の文字
A	B	C	D	E	F	G
194			肖像画		女・女・女	■■■■■/■■■■■/■■■■■
195			写真		男9才・男少年	■■■■■九歳
196			写真		男・女	男女二人の写真
197			肖像画		老男	
198			写真		老女	
199			肖像画		男	
200			肖像画		男	故鱒沢村長 ■■■■■之肖像
201			写真		男	
202			写真		老女	
203			写真		若い女性	
204			写真		男	
205			肖像画		男	故■■■■■
206			肖像画		男	
207			写真		男	
208			写真		男	
209			写真		男	
210			写真		男29才	故■■■■■行年二十九歳■■■家
211			肖像画		男	
212			肖像画		男	
213			肖像画		老男	T Sasaki
214			写真		男	

凡例 ■■ 氏名・屋号に関する文字
●● 地名に関する文字
○○ 戒名に関する文字 (1960年以降)
□□ 判別不能の文字

The Emergence of Portraits of the Deceased in the Modern Era and Representations of the Dead: Votive Pictures and Portraits in Chosen-ji Temple, Miyamori Village, Iwate Prefecture

YAMADA Shinya

This paper examines the significance of death in the modern era using representations of the deceased in the form of votive pictures and portraits and considers their association with the process of the formation of the nation state. It looks specifically at changes in the custom of dedicating pictures of the dead to a temple in the central part of Iwate Prefecture.

In this region, which straddles the Kitakami River Basin containing Morioka City and Hanamaki City as well as the Tono region, from the latter part of the Edo period through the beginning of the Meiji period the dedication of large wooden plaques as a way of worshipping the dead became very popular. These wooden plaques depict images of an ideal afterlife and the drawings of a number of dead people and were made for the purpose of praying for the repose of the souls of the dead in the next world. What is more, they were offered to pray for the souls of those who died as a result of unfortunate circumstances, as suggested by the many pictures of children and young and middle-age people. There are also examples of the successive deaths of members of the same household.

In the latter part of the Meiji period, however, different motifs from traditional wooden plaques were adopted, and this custom of wooden plaques came to be replaced by portraits of the deceased. This shift is particularly noticeable in the case of those who served in the army. Their commemorative pictures took on a composition similar to that found in official portraits of the emperor, portraits of national figures and photographs and portraits of the war dead.

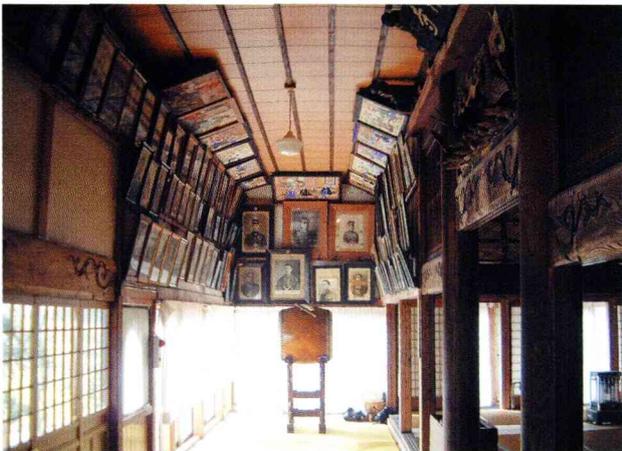
This new style of representation using a photographic or painted portrait was not founded solely on memories of this world, but also symbolized a shift from gazing at the deceased who died in unfortunate circumstances to turning attention to the deceased who had been honored for virtuous deeds. In contrast, photographs themselves came to be used as life-like representations of the dead. This change to photographs and portraits has multiple meanings. We may conclude that during the process of the formation of the nation state in the modern era, the forms in which the dead were represented changed considerably due to their association with the worship of the war dead, which also altered the significance of death.



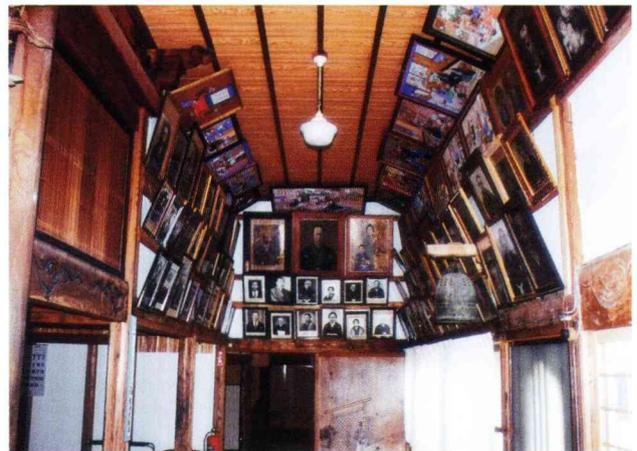
長泉寺入口



本堂



本堂内 1



本堂内 2



本堂内 3



本堂内 4



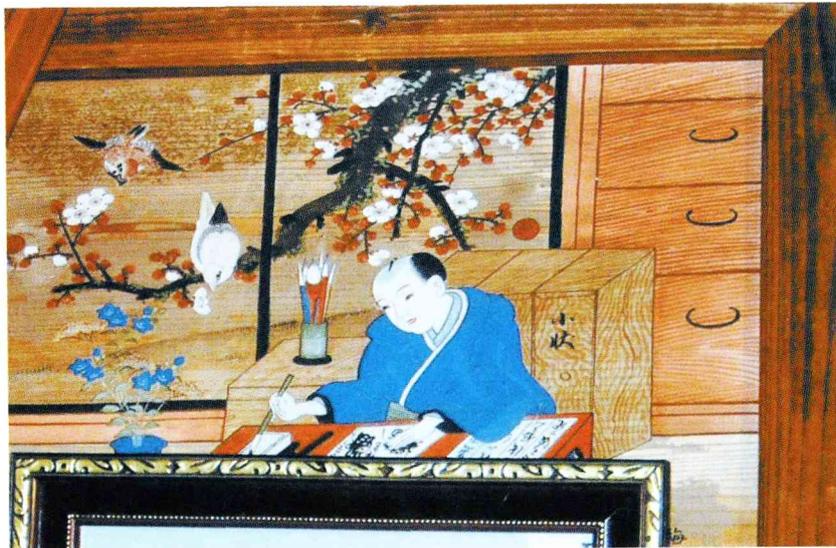
本堂内 5



本堂内 6



額番号 1



額番号 2



額番号 3



額番号 4



額番号 5



額番号 6



額番号 7



額番号 8



額番号 9



額番号10



額番号11



額番号12



額番号13



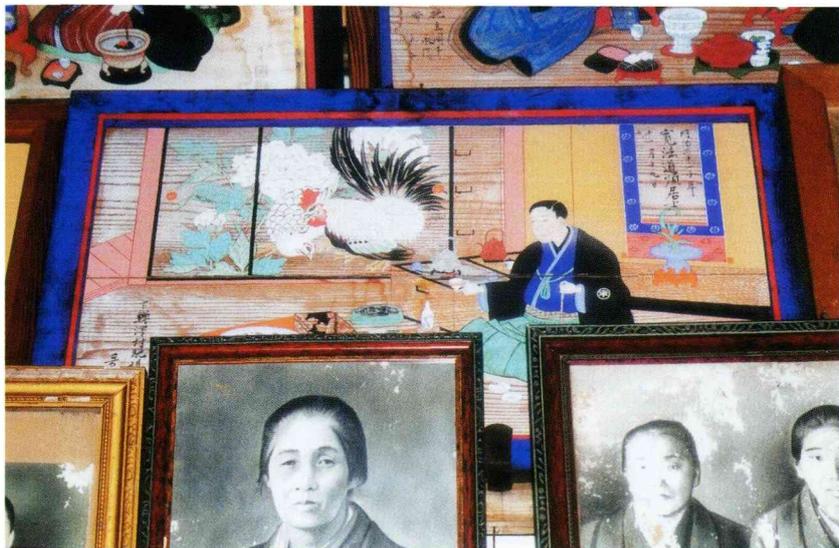
額番号14



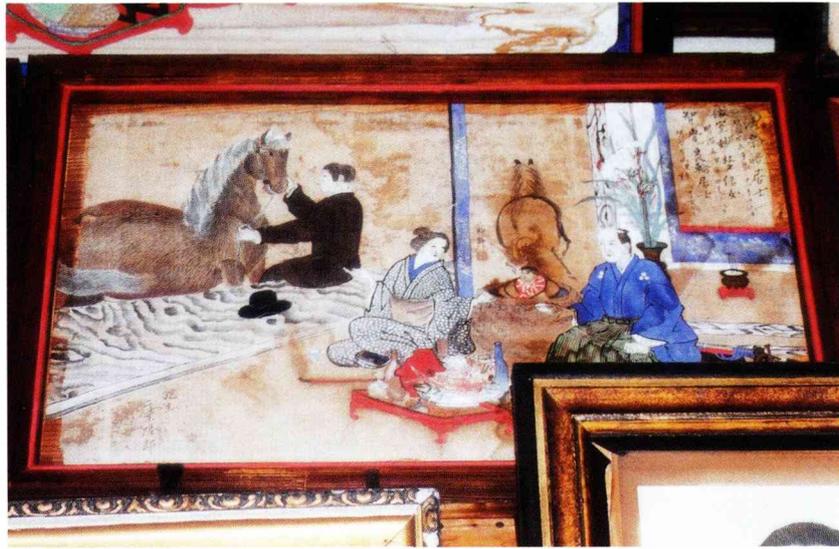
額番号15



額番号16



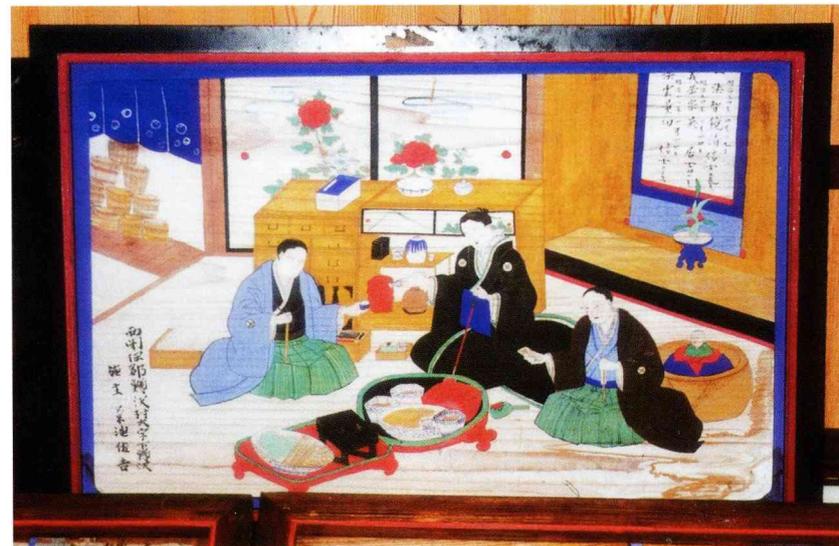
額番号17



額番号18



額番号19



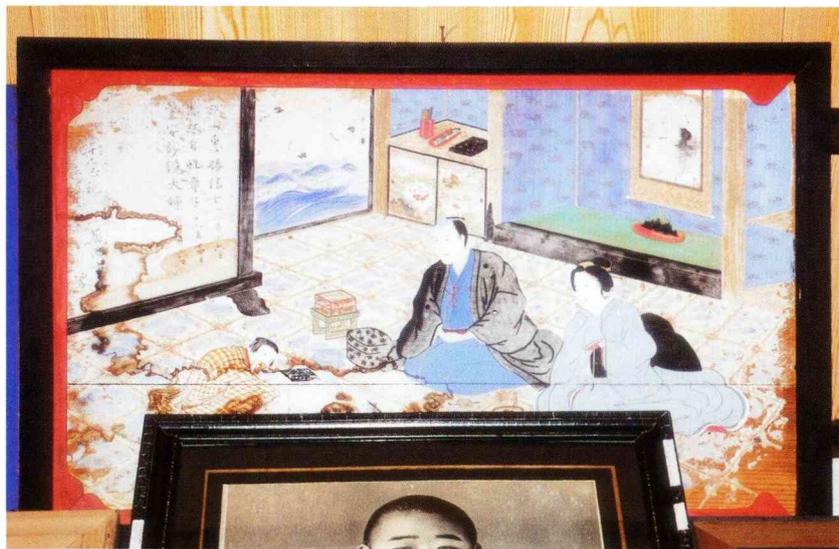
額番号20



額番号21



額番号22



額番号23



額番号24



額番号25



額番号26



額番号27



額番号28



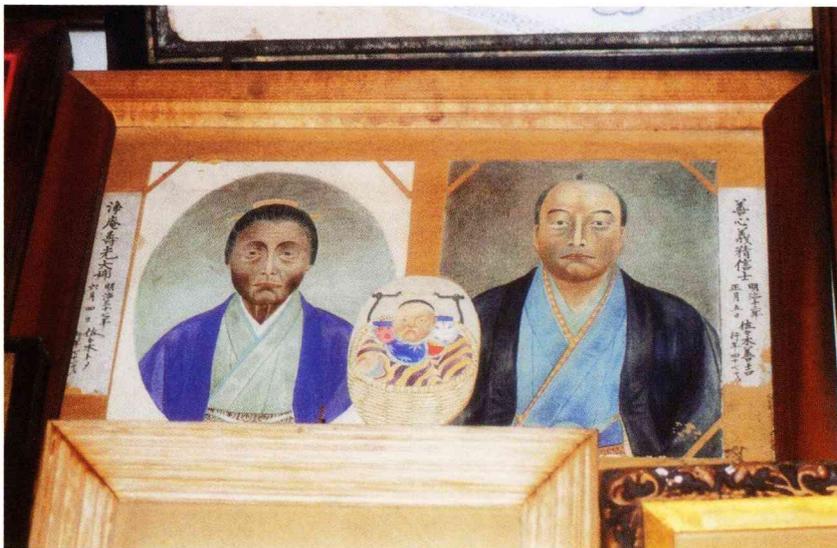
額番号29



額番号30



額番号31



額番号33



額番号41



額番号51



額番号160